

## 「佐賀空港オスプレイ等配備に反対する裁判を支援し、地権者とともにたたかう市民の会」規約

第1条（名称及び事務所） 当会は、「佐賀空港オスプレイ等配備に反対する裁判を支援し、地権者とともにたたかう市民の会」と称し（略称「オスプレイ裁判支援市民の会」）、事務所を佐賀市中央本町1番10号ニュー寺元ビル3階佐賀中央法律事務所 内におく。

第2条（目的） 当会は、佐賀空港のオスプレイ等配備を含む軍事基地化に反対し、国に土地を売却しない地権者らの訴訟を支援し、それら地権者らとともにたたかうことを目的とする。

第3条（活動）

1 当会は、前条の目的を達成するために必要な諸活動を行うものとする。なお、佐賀空港の軍用空港化に反対することに関連する諸課題も重視し、また他地域の軍事基地化に反対する運動等との連帯活動を含む。

2 当会は、地元で生活・生業を営む地権者らの不安や大変さにも配慮しつつ活動を行う。

第4条（会員） 当会は、前条の目的を承認するあらゆる個人または団体で組織される。会員の信条、住所地・国籍等を問わない。

第5条（財政）

1 当会の財政は、会員の会費及び会員内外の寄付で賄う。

2 会費は、年会費として一口3,000円（何口でも可）とする。

第6条（役員）

1 当会に次の役職を置く。

- ① 共同代表 若干名
- ② 副代表 若干名
- ③ 世話人 若干名
- ④ 事務局長 1名
- ⑤ 事務局次長 若干名
- ⑥ 会計 1名
- ⑦ 会計監査 2名

2 共同代表は当会を代表し、副代表は共同代表を補佐する。

3 事務局長は、総会及び役員会のもとに事務を統括する。事務局次長は、事務局長を補佐する。

4 共同代表、副代表、世話人、事務局長により役員会を構成する。

第7条（総会）

1 当会は定期総会を年に1回開催し、次の事項を決定する。なお、その議決は当日の参加者の過半数で決する（会員各1票）。

- ① 当会の活動方針
- ② 予算・決算の承認
- ③ 役員の変更がある場合は改選事項
- ④ その他役員会で総会での議題とすると決定した事項

2 当会は、必要な場合には、役員会の議決により、臨時総会を開催することができる。

第8条（役員会） 役員会は、総会の議決に従い、総会議決以外の日常の当会の活動を決定する。

第9条（日常活動） 総会及び役員会の議決を経るとまがないときは、事務局長が日常活動を進めるものとする。